

動薬協会発 18 号
令和 4 年 4 月 18 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
理事長 池田 一樹
(公印省略)

青森県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う防疫対策の
徹底について

平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別添のとおり動物衛生課長通知(4 消安第 413 号)
がありましたので、お知らせします。

4 消安第413号
令和4年4月15日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

青森県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う防疫対策
の徹底について

日頃より、家畜衛生の推進に御理解・御協力いただき誠にありがとうございます。
ます。

今般、別添のとおり都道府県畜産主務部長宛て通知しましたので、御了知の上、円
滑な防疫対策の実施につき御協力いただきますようお願いいたします。

また、貴職におかれましては、家畜防疫の重要性を十分に御理解の上、傘下会員各位等
に対し周知いただきますよう、よろしく願いいたします。

(写)

4 消安第413号
令和4年4月15日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

青森県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う防疫対策
の徹底について

平素より、家畜衛生の推進に御理解・御協力いただき誠にありがとうございます。

本日（15日）、青森県において今期3例目となる高病原性鳥インフルエンザH5亜型が確認されました。今般の発生事例は、これまでの高病原性鳥インフルエンザの発生の中でシーズンを通して最も遅い発生日であり、未だ鳥インフルエンザのシーズンが終息していないことを示していると考えられます。

このため、「宮城県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う防疫対策の徹底について」（令和4年3月25日付け3消安第7240号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）において、5月の連休頃まで本病の発生リスクは高いということ念頭に、我が国のどこで発生してもおかしくない状況であるとの緊張感を持って、家きん飼養農場における飼養衛生管理の徹底するよう、指導をお願いしているところですが、改めて、指導の徹底をお願いいたします。

また、早期発見・早期通報についても、綿密な臨床観察等の実施についてお願いしているところですが、改めて、早期発見・早期通報の徹底及び早期のウイルス拡散防止等について指導をお願いいたします。